

常務理事	事務長			係員

保険給付等について公金受取口座を利用することの届出
(退職等で資格を喪失された方などに限る)

令和 年 月 日

タムラ製作所健康保険組合 御中

この書類は、保険給付等の申請にあたり、公金受取口座での受け取りを希望する際に申請書と一緒にご提出いただくものです。
在職中の保険給付等は、事業主への受療委任払いとなりますので、本届出書は提出不要です。

被保険者(申請者)記入欄	A. 被保険者証の記号 — 番号		B. 個人番号									
	—											
	※個人番号記入時の注意 ①被保険者証の記号番号を記入した場合は個人番号の記載は不要です。 ②個人番号を記載した場合、「身元確認書類」および「個人番号確認書類」のどちらも添付する必要があります。 「身元確認書類」・・・マイナンバーカード(表面)のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピー、その他官公署が発行する写真つき身分証明書のコピーのうちどれか一つ 「個人番号確認書類」・・・マイナンバーカード(裏面)のコピー、個人番号が記載された住民票の写し、個人番号が記載された住民票記載事項証明書のうちどれか一つ											
	氏名	(カナ)										
	住所	〒 - 都道 府県										
電話番号	〔 〕 日中連絡可能な連絡先											
下記より、申請する保険給付等の数字を右記の一つご記入ください。 下記にないものは公金受取口座利用の対象外です。												
1. 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、 保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費 2. 傷病手当金 3. 出産育児一時金 4. 出産手当金 5. 埋葬料						6. 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費 7. 家族埋葬料 8. 家族出産育児一時金 9. 高額療養費及び高額介護合算療養費 10. 任意継続被保険者の保険料の還付						

【 公金受取口座利用にあたりご留意いただきたいこと 】

- この届出は、保険給付等の申請書と一緒にご提出ください。
- 被保険者が公金受取口座としてマイナポータル等であらかじめ指定した口座に振り込みます。
- 被保険者等が公金受取口座情報を登録・変更・抹消した場合、預貯金口座の実在性の確認等が行われるため、登録した情報等の反映までには数日程度を要することがあり、変更前の口座に振り込みされる場合があります。
- 情報連携により公金受取口座情報を取得できなかった場合や、取得した口座に振込手続きを行った結果、振込不能となった場合には、申請者に振込口座の確認をいたします。
- その他、振込手続きにあたり振込口座について申請者に確認をする場合があります。
- 保険給付等の申請書ごとに本届書が必要です。

(05.12)

受 付 印